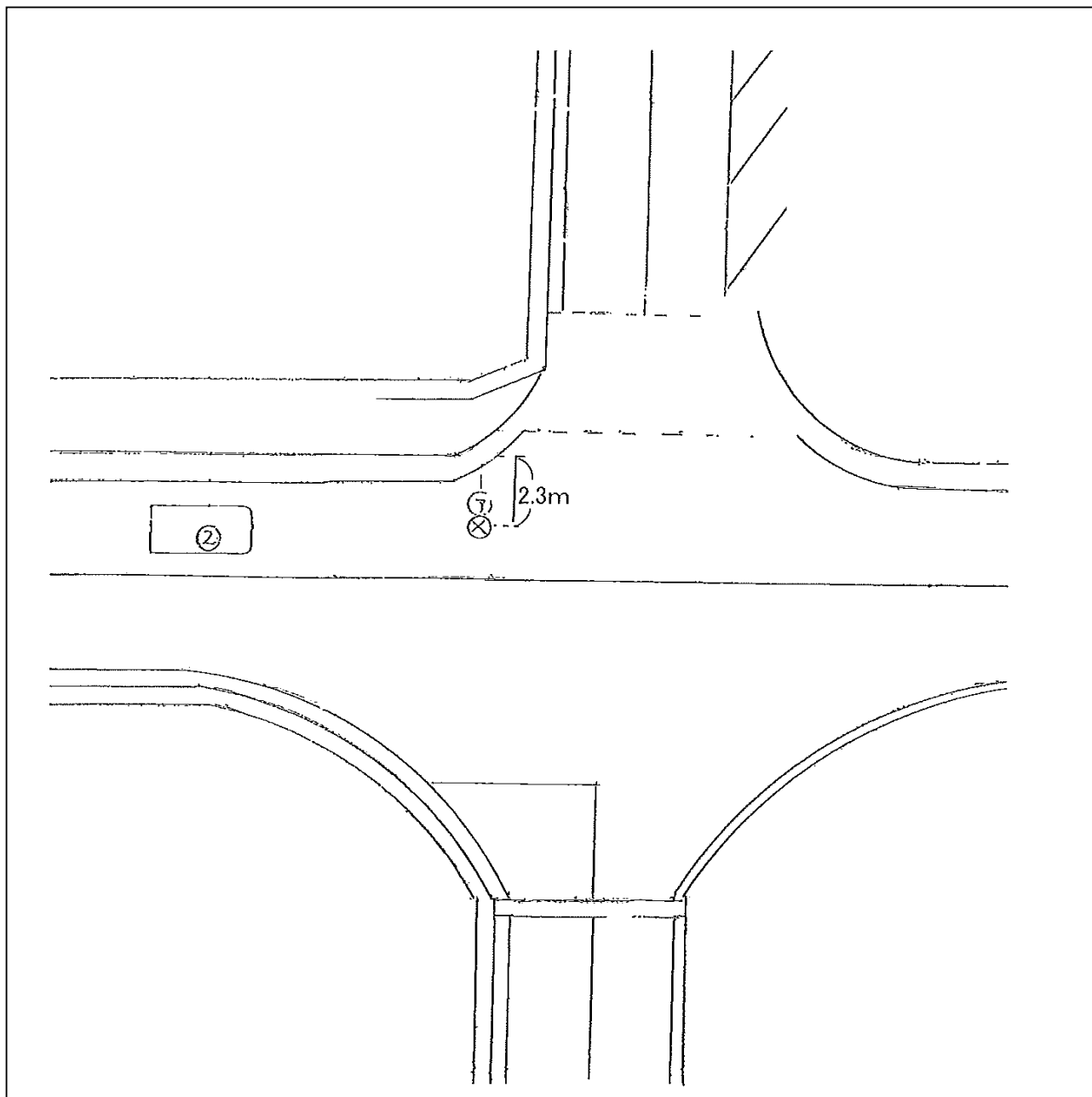


不起訴に対する不服申立理由の例

※不起訴が罰金になった実例を紹介します。



<事案>

加害者は車両を運転して、時速 50 キロメートルで走行していたところ、②地点で図面の上から下に向かって車道横断中の被害者を⑦地点に発見して、ブレーキをかけたが間に合わず、⑧地点で衝突し、被害者は負傷した。

<検察庁が不起訴とした理由>

車両の速度が時速 50 キロメートルの場合、停止距離(空走距離と制動距離の合計)は 25 メートルである。

一方、②地点と⊗地点の距離は 9 メートルであるから、加害者がブレーキをかけても、衝突は回避できない。従って、加害者に過失がないから不起訴である。

<不服申立理由>

被害者は歩道から車道に一步踏み出した時点で車道を横断する意思があると加害者も認識ができる。

車道の端から⊗地点までの距離は 2.3 メートルである。

成人の歩行者の歩行速度は秒速 1.2 メートルである。

従って、被害者が車道の端から⊗地点に到達するまでかかる時間は 1.9 秒である。

計算式  $2.3 \div 1.2 = 1.9$

一方、加害車両の速度は時速 50 キロメートルであるから、秒速 13.9 メートルである。

従って、衝突時から 1.9 秒前には加害車両は衝突地点より、26.4 メートル前を走行していた。

計算式  $13.9 \times 1.9 = 26.4$

従って、加害者は被害者が歩道から車道に踏み出す時点で気が付いていたならば、停止距離(25 メートル)<26.4 メートルだから、衝突は避けられた。

以上より、加害者は車道の横断をはじめた被害者に気づかなかった点で過失がある。